大阪府待機児童対策協議会設置要綱

（名称）

第１条　この協議会は、大阪府待機児童対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、子ども・子育て支援法附則第１４条第４項に基づき、待機児童解消を促進するための方策として、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、市町村の区域を越えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性が高いものについて、市町村の取組の支援をより実効的なものとするため設置する。

（協議事項）

第３条　第２条の目的を達成するために必要な協議事項は、協議会が別に定める。

（協議会の組織）

第４条　協議会は、会長、副会長及び構成員をもって組織する。

２　会長は、大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課長とする。

３　副会長は、大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課認定こども園・保育補佐とし、議会の議長となる。

４　構成員は、協議会に参加する府内市町村保育主管課実務担当とする。

５　協議会において、必要がある時には、学識経験者や保育事業者等の臨時委員を置くことができる。

（招集等）

第５条　協議会は、会長が招集する。

２　会長は、必要に応じて協議会に構成員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課において行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年８月２４日から施行する。

この要綱は、令和５年３月３１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。